

社団法人日本PTA全国協議会 配付資料

- 資料1 子どもたちのインターネット環境改善のための
アピール（2009年3月）…………… 1
- 資料2 携帯電話利用に伴う弊害から子どもを守るために
（2009年5月）…………… 2
- 資料3 子どもとメディアに関する意識調査結果報告書
（2009年3月）…………… 3

アピール

昨年6月に成立した「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律」が、本年4月1日から施行されます。青少年（18歳未満の者をいいます）がインターネットへの接続に用いる携帯電話やパーソナルコンピュータ等について、民間事業者にフィルタリングの提供などが義務づけられるとともに、保護者に対してその保護対象である青少年に対し、適切にインターネットを利用させる責務等が課されることになりました。

本年2月1日、文部科学省から全国の小・中学校に携帯電話対応について、原則学校内に持ち込みを禁止する旨の通達がなされました。

さらに2月10日には内閣府、内閣官房、警察庁、総務省、文部科学省及び経済産業省は合同で、都道府県、都道府県教育委員会、都道府県警察及びPTA等に対し青少年におけるフィルタリングの普及促進等インターネットの適切な利用に関する教育啓発に取り組むよう発しております。また、2月27日には、民間のインターネットに関わる企業や社団法人日本PTA全国協議会、大学の研究者など有識者で構成する「安心ネットづくり促進協議会」が設立され、「誰もが安心してネットを利用できる国民運動」「一億人のネット宣言 もっとグッドネット」が発表され官民一体となった運動をスタートさせました。

このように、インターネットを取り巻く有害環境から青少年を守る取り組みが全国で展開されるなか、当事者であり子どもの第一義的責任を有する我々が、前掲の経過をしっかりと踏まえ積極的に関わり、子どもたちのインターネット環境改善を促進するため、社団法人日本PTA全国協議会は次のことをアピールします。

※フィルタリング（インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービスをいいます）

記

- 一、社会の一員として青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に対し、法律に従い、通達を尊重し協力を惜しまない。
- 一、有害なインターネット環境から子どもたちを守るのは第一が家庭教育であり、保護者は適切にインターネットを利用させる責務を自覚し、家庭におけるルールを決める。
- 一、インターネットの環境を与えるのは保護者であり、携帯電話などのインターネットツールを与えるに当たり、使用責任があることを自覚し、子どもの使用状況の内容確認を適時に行う。
- 一、携帯電話等、インターネットを行える環境を、無防備に与えない。発達段階に合わせ、必ずフィルタリングを設定する。
- 一、携帯電話等、年齢に応じて使用時間、使用場所等を設定し、家庭内での健全な生活リズム、「早寝、早起き、朝ご飯」を守る。
- 一、保護者はインターネットについて自ら積極的に学ぶ姿勢を持ち、子どもたちが学校で学ぶインターネットモラルを家庭で崩さないよう、子どもと同等の情報を共有する。

平成21年 3月 6日

社団法人日本PTA全国協議会

会長 曾我 邦彦

携帯電話利用に伴う弊害から子どもを守るために

— 子どもによる携帯電話の使用・利用について —

本年1月30日、文部科学省は全国の小・中学校における携帯電話の取扱いについて、学校への児童生徒の携帯電話の持込みについて、原則禁止すべきであるとの通知を出しました。

また、2月9日には、教育再生懇談会が、必要のない限り小中学生には携帯電話を持たせない、持たせる場合には通話機能などに限定した携帯電話を持たせるなどを盛り込んだ、第三次報告を行っています。

社団法人日本PTA全国協議会は、さる3月6日にインターネットを取り巻く有害環境から子どもを守るためアピールを出しましたが、今回改めて携帯電話利用に伴う有害情報、生活習慣の乱れなどの弊害から子どもを守るため、次のことをアピールします。

- 一、 原則として、小中学生には携帯電話を持たせないようにする。
- 一、 通学時の安全確保などのため小中学生に携帯電話を持たせる場合は、通話機能など必要な機能に限定した携帯電話（※）を持たせるようにする。
- 一、 保護者は、情報リテラシー能力を身につけ、子供との話し合いを通じて、子どもの携帯電話の使用や利用についてのルールを作るようにする。

※ 必要な機能に限定した携帯電話（機能限定携帯電話）とは

- ① 通話 ② 防犯ブザー ③ 緊急通知機能（電話発信＋居場所通知）
に限定した携帯電話

平成21年 5月27日

社団法人日本PTA全国協議会
会長 曾我邦彦

平成20年度
マスメディアに関するアンケート調査

子どもとメディアに関する意識調査
調査結果報告書

平成21年3月

社団法人 日本PTA全国協議会

ごあいさつ

社団法人 日本PTA全国協議会

会長 曾我 邦彦

本調査の、マスメディアに関するアンケート調査「子どもとメディアに関する意識調査」は、青少年の健全育成を目的に平成14年度から継続して実施しているものです。

子どものテレビ視聴状況、マンガの購読状況、ゲームの所有状況と遊び方、携帯電話・PHSの所有状況と利用内容の実態についての過去6回の調査結果のデータはリアルに数値化され、日本PTA及び保護者として、どう子どもと向き合っていけばよいのかを考える際の指針のひとつとすることができました。

とくに「子どもに見せたくないテレビ番組」の調査結果については、教育関係者、マスメディアのみならず広く社会一般に大きな関心をもたれているところです。

本年度調査でも小学5年生、中学2年生に、(1)テレビの視聴状況、(2)ゲームの所有と遊び方、(3)マンガ・コミック、雑誌の購読状況、(4)携帯電話・PHSの所有と利用内容、(5)パソコンの利用内容、(6)インターネットの利用内容についてアンケート調査をし、保護者には、保護者から見た、あるいは感じた「子ども」の調査6項目について聞きました。さらに保護者には(7)メディア全般についてどのような意見や感想があるかについても聞きました。

さらに本調査報告書では、調査結果を経年的に見るという観点から調査項目によっては過去5年間の調査結果のデータを掲載することとしました。このことにより本調査報告書がさらに資料性が高まると期待いたしております。

おかげをもちまして、本年度調査は、小学5年生・中学2年生合計で3,894人、保護者合計で3,610人から回答をいただくことができました。この回答者数は昨年度より小・中学生合計で199人、保護者合計で133人のプラスとなりました。

日本PTAといたしまして、今後とも子どもたちの健やかな成長のための社会環境づくりに、会員の皆様とともに活動してまいりたいと存じます。

末尾になりましたが、ご多用中にもかかわらず本調査結果についての解説をご執筆いただきました、国立大学法人千葉大学教育学部教授 明石要一先生、本アンケート調査にご理解とご協力をいただきました皆様に心より感謝を申し上げますとともに、今後とも子どもたちの健全育成に一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年3月

目次

平成20年度「マスメディアに関する調査」結果を読む	1
I 調査の概要	7
II 調査結果の概要	11
III 調査結果の詳細	21
1. テレビについて聞きます（テレビの視聴状況と影響）	21
(1) 子どものテレビの視聴状況	21
① テレビを一緒に見る人	21
② 携帯電話ワンセグを見るか	22
③ どこでテレビを見るか	22
④ 子どもが利用しているテレビ	23
⑤ よく見るテレビ番組のジャンル	24
⑥ 子どもがテレビを見ている時間の長さ	27
⑦ テレビ視聴についての家庭内のルール	31
⑧ 子どもがテレビを見る理由	36
⑨ 保護者として期待するテレビの役割	39
⑩ 子どもが好きな番組	40
⑪ 好きな理由	43
⑫ 子どもがテレビで影響を受けている人物	46
⑬ 10代のアイドル等からの影響の有無	49
⑭ 10代のアイドル等から影響を受けている内容	50
(2) 保護者が子どもに見せたくないテレビ番組	53
① 保護者が子どもに見せたくないテレビ番組の有無	53
② 保護者が見せたくない番組名とその番組の視聴状況	54
③ 子どもに見せたくない理由	58
④ 子どもに見せたくないテレビ番組のスポンサーの責任の有無	64
(3) 保護者が子どもに見せたいテレビ番組	64
① 子どもに見せたいテレビ番組の有無	64
② 子どもに見せたいテレビ番組名	65
③ 子どもに見せたいテレビ番組の視聴状況	67
④ 子どもに見せたいテレビ番組の理由	69
⑤ 最近のテレビ番組で好感を持ったこと、気になったこと	71

③ フィルタリングサービスを解約した理由	131
④ フィルタリングサービスに「ホワイトリスト方式」、「ブラックリスト方式」があることの認知度	132
⑤ 携帯電話・PHSの使用料金の支払い者と、1カ月の使用料金	133
⑥ 子どもの携帯電話やPHSの利用で保護者が注意を払っていること	135
⑦ 子どもが出会い系サイト、未承諾広告によって受けた被害	137
⑧ 子どもが使用する携帯電話やPHSによる、インターネットの使用について、 日本PTAとして取り組むべき内容	138
5. パソコンの利用についてお聞きします	140
(1) パソコンの利用状況	140
① 自宅でのパソコン利用	140
② パソコンの利用内容	143
③ パソコンでの電子メールの利用と送受信数	145
④ パソコンを利用するについてのルールの有無	146
⑤ パソコンのフィルタリング導入の有無	148
6. 携帯電話・PHS、パソコンのインターネット利用についてお聞きします	150
(1) 携帯電話・PHS、パソコンのインターネット利用方法・内容と利用の目的	150
① インターネット利用方法と内容	150
② インターネットの利用の目的	152
③ インターネットを通じた、友人や仲間とのコミュニケーション	154
(2) インターネットによる物品のやり取りや、インターネット利用についての親との会話	156
① インターネットですり取りした物品	156
② 物品のやり取りについての親との会話	158
③ インターネットで閲覧したもの〈中学2年生のみ〉	159
④ インターネットの危険性やマナーを誰に教えてもらったか	161
⑤ インターネットの利用についての保護者の認知状況	162
⑥ インターネットに接続することについての家庭でのルール	163
⑦ インターネット利用について注意していること	166
7. メディア全般についてお聞きします	167
(1) メディアが子どもに与える影響の評価と影響する問題点	167
① メディアが子どもに与える影響の評価	167
② 影響する問題点への考え	169
(2) 子どもの社会環境で、今いちばん困っていること	170
資料編	173

平成20年度「マスメディアに関する調査」結果を読む

国立大学法人千葉大学教育学部教授 明石 要一

〈メディア意識を時系列で読む〉

社団法人 日本PTA全国協議会の調査は子どもとメディアに関する意識調査を時系列で追跡している。これは貴重なデータである。子どもと親の意識は時代を映す鏡である。この5年間の意識はどう変わったのであろうか。とりわけ、昨年からの世界規模の不況はメディア接触にどんな影響を及ぼしているのだろうか。そうしたことに注目しながらデータを読み解く。

〈子どもの社会環境で、親たちが今いちばん困っていることは何か〉

自由記述の中から38項目に分類した。その中で「大人や親のモラルの低下」「遊び場の少なさ」「犯罪への不安」といった項目をさしおいて「情報教育に関する」（ゲームの悪影響、携帯、インターネットへの不安などをまとめた）ものが37.9%と4割を占めている（P170、項目=1、4、5、8、9、12、16、17、19、24、28）。

〈テレビ視聴〉

1 テレビ視聴—中学生の「家族と一緒に」の視聴が増える

テレビ視聴はこの5年間、小中学生とも「家族と一緒に」は増えている。その典型が中学生である。36.0%（平成16年）→41.7%（平成17年）→44.3%（平成18年）→43.9%（平成19年）→46.7%（平成20年）。

また、どこで見ているかといえば、中学生で「子ども部屋」（小学生5.4%→中学生14.0%）が増えるものの「リビング・台所」が主流である。しかも小中学生ともこの3年間「リビング・台所」の数値がわずかだが増加している。小学生87.5%（平成18年）→88.7%（平成19年）→90.0%（平成20年）、中学生80.4%（平成18年）→80.0%（平成19年）→82.1%（平成20年）。

さらに、保護者調査からテレビの利用は「家族と共用」という数値が3年間で増加している。小学生で94.2%（平成18年）→94.9%（平成19年）→96.4%（平成20年）、中学生で87.4%（平成18年）→88.7%（平成19年）→90.6%（平成20年）。そして視聴する場所も昨年と比べると「リビング・台所」の数値は小学生で86.2%→88.7%、中学生で81.7%→86.0%と増えている。

小中学生ともかつての「一家だんらん」の視聴が復活する兆しが見える。それに追い打ちをかけているのが不況ではなかろうか。両親が早くから帰宅し一家だんらんの姿が浮かぶ。だからであろうか。家族が一緒に見られる番組と考えられる「クイズ」が伸びている。小学生55.9%（平成18年）→59.0%（平成19年）→68.9%（平成20年）に増え、中学生も39.4%（平成18年）→46.5%（平成19年）→60.1%（平成20年）と増えている。

2 テレビ視聴の方法やマナーのルール「あり」が増える

テレビ視聴はどんな番組を見ているかより視聴コントロールが身につけているか、が大切である。この視

聴コントロールを身につけるには家庭内の視聴ルールの有無が大きい。データを見ると家庭内で視聴時間のルールがあるという子どもは小学生で15.1%、中学生で4.8%である。視聴内容でも「ある」という子どもは小学生で20.2%、中学生で8.3%にとどまる。大半の者がルールは「ない」と答えている。

ところが、視聴方法やマナー（食事中にテレビを見ない）のルールにおいては「ある」子どもの数値が増える。小学生35.5%、中学生で17.4%となる。また、このマナーの有無は3年間で増加する。例えば、ルール「あり」は小学生では31.9%（平成18年）→34.1%（平成19年）→35.5%（平成20年）。保護者のデータでも「あり」は41.7%（平成18年）→42.9%（平成19年）→45.5%（平成20年）と増える。

テレビ視聴の方法やマナーに子どもと親が関心を抱き始めている。家庭でのしつけにわずかではあるが回復の兆しが見える。

3 「見せたくない番組」より「見せたい番組」の方が多い。

これまでPTAの調査では「見せたくない番組」が脚光を浴びてきた。しかし保護者のデータを見てみると「見せたくない番組」より「見せたい番組」の方が数値が高いのである。「見せたくない番組」があるという保護者は小学生の親で30.1%と3割、中学生の親で23.2%と2割にとどまる。逆に、「見せたい番組」では小学生で42.9%、中学生で34.6%である。それぞれ10ポイント以上開きがある。

「内容がばかばかしい」「言葉が乱暴である」「常識やモラルを極端に逸脱している」から「見せたくない」というのは理解できる。しかし、親たちは「知識が豊富になる、学習の助けになる」「内容が役に立つ」「家族だんらんの時間が持てる」から「見せたい」という意見の方を強くもつのである。

また、「見せたくない番組」で「スポンサーの責任」の有無で興味深いデータが読み取れる。昨年と比べると、「責任がある」という数値が71.7%→65.9%と減少している。保護者たちの間でテレビ視聴は送り手の問題もあるが、受け手の自己責任だ、という意識が芽生えつつあるようだ。

〈ゲーム機器〉

1 ゲーム機器の利用マナーのルール「あり」、小学生で3分の2に達する

ゲーム機器ではポータブルゲーム機の保持率が増加している。小学生で「持っている」者が19年の32.8%→37.0%、中学生で17.5%→25.3%と増えている。また、小学生ではポータブルゲーム機が家庭用ゲーム機（41.3%）の保持率と拮抗するまでになっている。いつでも手軽に遊べるゲーム機が小学生の心をつかみつつある。

平日のゲーム時間は小学生では「30分から1時間未満」（22.5%）が一番多い。中学生では「1時間から2時間未満」（17.9%）が一番多い。

家庭内でのルールの有無では食事中にしないなどの「マナー」ルールがダントツである。小学生で74.9%、中学生で60.3%に達している。マナーのルールが徹底している。しかも中学生で顕著であるが、53.6%（平成18年）→57.7%（平成19年）→60.3%（平成20年）と数値が増加する。

ここでも家庭のしつけの回復が伺える。

2 小学生で「全年齢対象ゲームソフト」利用が増える

しかし気がかりなデータもある。それはゲームソフトの年齢区分マークの利用度である。「全年齢対象のゲームソフト」の利用者が増えていることである。例えば、小学生では47.4%（平成18年）→51.9%（平成19年）→55.9%（平成20年）と増える。また、「18歳以上対象」も4.4%（平成18年）→4.7%（平成19年）→6.9%（平成20年）と微増する。

親たちもこの事実気がついている。子どもが対象年齢を超えたゲームソフトをしている認識は11.1%

(平成18年) →13.1% (平成19年) →14.9% (平成20年) と増える。だから、親たちは利用マナーのルールを設定したのであろうか。

〈マンガ・コミック、雑誌〉

1 「見せたくない」マンガ・コミック、雑誌—小学生の親で6割に達する

テレビの見せたくない番組は小学生の親で3割であったが、マンガでは60.5%と6割に達する。中学生の親でも53.6%と5割を超えている。親たちのマンガ・コミック、雑誌という活字への拒否反応は強いものである。

昨年度までの調査は「少年マンガや少年コミック」「少女マンガや少女コミック」という限定をしていた。そのときの忌避は小学生の親で15.6% (平成18年)、13.7% (平成19年)、中学生の親で17.0% (平成18年)、12.2% (平成19年) と多くて2割止まりであった。

それが少年、少女という対象を取っ払い「マンガ・コミック、雑誌」に広げると強い拒否反応を示す。親たちはマンガ文化を否定していない。しかし「度を越す」マンガ・コミック、雑誌は困る、という。親たちはけっこう健全な眼を持っている。これは注目に値する。

マンガ・コミック、雑誌を見せたくない主な理由は次の通りである。

「安易な中絶や避妊等配慮が足りない性行為、猥褻な性描写などいたずらに子どもの興味をかき立てている」(75.7%)

「レイプなどの性暴力や親しい間柄での暴力を肯定するような場面が多く描かれている」(64.6%)

「いじめや恐喝、偏見を助長する場面が多く描かれている」(54.0%)

〈携帯電話・PHS〉

1 携帯電話・PHS—保持率は小学生微増

携帯電話とPHSの所持率は増える一方である。今持っている者は小学生で20.4%と5人に1人が持っている。中学生は42.4%と4割を超える。昨年と比較すると中学生は変わらないが小学生は1%の微増である。ただし「子ども専用」になると年度を追って、6.4% (平成18年) →10.6% (平成19年) →12.2% (平成20年) と増加する。

メール送受信を見ると小学生は1日に「1～5通」が34.3%と一番多い。昨年より2.6%増加している。中学生は「51通以上」が16.0%で昨年とほぼ変わらない。

相手を見ると、小学生は母親(76.8%)と父親(52.8%)、それから同じ学校の友人(35.6%)がトップ3。中学生は「同じ学校の友人」(87.5%)、「同性の友人」(65.3%)、「違う学校の友人」(51.8%)が上位にくる。これらの数値と順位は昨年とそれほど変わらない。

2 チェーンメールの受信と対応状況にあまり変化がない

迷惑メール受信状況はどうなっているか。チェーンメールを受けた者は小学生で10.3%、迷惑メールは12.1%。中学生ではチェーンメールは67.7%、迷惑メールは31.0%である。小学生に変化はないが中学生では数値が高くなっている。そしてチェーンメールに対してすぐに返送した者は小学生で0.8%、中学生で8.8%である。「無視」は小学生で36.6%、中学生が69.8%。なお、中学生で出会い系サイトに返信した者は0.8%。この反応状況は昨年とほとんど変わらない。

3 携帯・PHSの利用マナーのルール「あり」は増加

携帯の所持率は増えている。それでは家庭内での利用ルールはどう変化しているのだろうか。小学生では利用方法やマナー「あり」が昨年の41.7%より今年は46.9%と5ポイント増えている。中学生は「利用時間」(11.8%→14.0%)、「利用方法やマナー」(46.6%→50.4%)と昨年より増える。

携帯においても利用方法やマナーのルール「あり」が増えていく傾向にある。それは中学生においてははっきりしている。

4 携帯・PHSで心配なこと—携帯依存症が増加

小学生で心配なことが増えている。「メールの返信がないと不安になる」(18.0%→24.5%)、「つい長電話をしてしまう」(12.4%→18.6%)という携帯依存症傾向の者が増えている。中学生も「メールの返信がないと不安になる」(24.3%→25.9%)、「つい長電話してしまう」(19.5%→22.4%)とほぼ同じ心配を抱いている。4人に1人が返信がないと不安になっている。ということはメールへの依存が強くなっている、といえる。

また、中学生で「親の知らないメル友がたくさんいる」(34.9%→37.8%)というように独自の人間関係を築く傾向が進みつつある。

5 保護者の心配のトップは小中学生で異なる

小学生の親の心配のトップは「メール機能等の悪用や学校裏掲示板などによるいじめや恐喝」(52.9%)、次が「料金の使いすぎ」(50.6%)、そして「有害なサイトにアクセスする」(48.7%)が続く。中学生を持つ親の心配のトップは「料金の使いすぎ」(47.1%)、次が「いじめや恐喝」(46.7%)、そして「有害サイトにアクセスする」(40.5%)が続く。「特に心配ない」は小学生の親で8.5%、中学生の親で7.9%にとどまる。親たちはかなり心配している。

6 心配の解消への対策—フィルタリングの導入57%

有害サイトへのアクセスを制限するフィルタリング・サービス機能を持っている者は、小学生で28.4%と3割を割る。中学生はさらに低く23.3%にとどまる。保護者調査ではこうしたサービスを導入している者は57.1%と6割弱もいる。この「差」が気になる。

サービスを導入していない者が34.1%いる。その理由のトップは「子どもを信頼している」で、中学生65.1%、小学生で40.7%。「サービスを知らない」は昨年に比べて小学生(23.8%→16.0%)、中学生(27.6%→13.3%)と数値が下がっている。フィルタリング・サービスの啓発は浸透しているようだ。

7 使用料金の金額—小中学生とも増加する

中学生の親の悩みのトップは「料金の使いすぎ」であった。確かに、子どもたちの一ヶ月の使用料金は増えている。中学生では「1万円以上」の者が昨年の4.6%から7.9%と倍近く増えている。そして一番多かった「7千円～8千円未満」も11.5%から17.2%に増加している。また、小学生も一番多い者が「2千円～3千円未満」から「3千円～4千円未満」に変わる。

〈パソコン〉

1 中学生のパソコン利用—音楽を聴いたり作ったりするが増加

パソコンを自宅に持っていない者は小学生で17.4%、中学生で17.2%。大半の家庭でパソコンが普及している。1週間の利用頻度は小中学生とも「1週間に1回以下」が一番多いが、「ほぼ毎日」という利用者は

小学生で8.8%、中学生で22.5%である。

それではパソコンで何をしているのだろうか。小学生は「ゲームをする」(68.8%)「ホームページを見たり、調べたりする」(55.8%)の2つがダントツである。中学生は「ホームページを見たり、調べたりする」(69.3%)、「ゲームをする」(54.1%)、「音楽を聴いたり、作ったりする」(51.6%)がベスト3である。この傾向は3年間ほぼ同じである。ただし、中学生では「音楽を聴いたり、作ったりする」が年度を追って35.9% (平成18年)→46.6% (平成19年)→51.6% (平成20年)と増えていく。

2 パソコン利用の家庭内でのルールの有無—微増する

子どもたちのパソコンでのインターネット利用が増えている。接続のルールはどのくらいあるのだろうか。小中学生ともルールが「ある」と答えた人が19年度と比べて微増している。

パソコンでも親たちは家庭内でルールを設定する傾向がある。

3 物品のやり取り経験—小学生でほぼ4人に1人

子どもたちはインターネットをどのように使っているのだろうか。小学生のベスト3は「ホームページを見る」(63.3%)「ネットゲーム」(37.3%)「サーチエンジン」(26.0%)である。中学生のトップもやはり「ホームページを見る」(79.7%)であるが、2番目に「サーチエンジン」(46.7%)がくる。

それではどんな目的を持ってインターネットを使っているのだろうか。小中学生では目的が異なる。小学生のベスト3は「勉強のため」「占いなどの娯楽」「オンラインゲーム」であるが、中学生は「趣味や娯楽の情報収集」「音楽などのダウンロード」「占いなどの娯楽」がくる。

インターネットは便利である。しかし「陰」もある。その1つが有害サイトの閲覧や物品のやりとりである。子どもたちはそれらにどれくらいアクセスしているのだろうか。

物品のやり取りでは小学生で23.7% (無回答76.3%)、4人に1人が経験している。中学生では42.4% (無回答57.6%)と4割を超える。ネット販売が隆盛をするわけである。

小学生のベスト3…「ゲーム類」(8.5%)、「ファッショングッズ」(7.2%)、「スポーツ用品」(6.4%)

中学生のベスト3…「画像・音楽」(16.1%)、「ファッショングッズ」(15.0%)、「ゲーム類」(14.5%)

この物品のやり取りを「親に話している」者は44.4%、「話していない」者は44.9%ではほぼ拮抗し二極化している。中学生では話さない者は45.9%で話す者(36.6%)より多くなる。

また、有害サイトへのアクセスで多いのは「他人の悪口や不快な言葉が出てくるもの」「暴力的な描写や残忍な画像が出てくるもの」「アダルト画像など性的な描写があるもの」「出会い系サイトに関するもの」であり、中学生では8%から18%になる。この数値は昨年とあまり変わらない。

4 インターネットのマナーは誰に教わったか—小中学生とも「親」がトップ

今やインターネットは必需品である。子どもたちはインターネットの危険性やマナーについて誰に教わっているのだろうか。小学5年生は「危険性やマナー」で「親」がダントツである。平成18年度、19年度の「インターネットの知識は、誰に教えてもらったか」では、53.4% (平成18年度)→63.7% (平成19年度)と増加していて、「危険性や利用におけるマナーなどについて誰から教えてもらったか」では71.1% (平成19年度)→74.0% (平成20年度)と増加している。

中学生も「危険性やマナー」でトップが「親」である。「知識」ではやはり39.0% (平成18年度)→49.9% (平成19年度)と増加している。「危険性やマナー」では56.9% (平成19年度)→56.4% (平成20年度)と0.5ポイント減少しているが、小中学生とも「親」のトップは変わらない。中学生で特筆しなければならないのは「危険やマナー」で48.4% (平成20年度)と「先生」が半数近くに及ぶことである。学校での情報教育の普及の成果であろうか。

5 インターネット接続の家庭内でのルールの有無—年度を追って増加する

インターネット接続においても家庭内のルールは増えている。とりわけ興味深いのは「利用方法やマナー」のルールの有無は「時間の長さ」「利用時間帯」「利用内容」の中で小中学生とも一番多いのである。小学生で59.5%、中学生で44.5%がマナーのルールがあると答えている。当然ながら、保護者調査も同じ傾向を示している。

6 インターネット利用で注意していること 注意していることの数値の高いもの—70%を超える

「パスワードを教えない」(77.4%)

「名前や住所などの個人情報を教えない」(76.7%)

「迷惑メールなどを返信しない」(75.4%)

「知らない人からのメールや添付ファイルを開かない」(70.5%)

こうしたネット社会での基礎的なマナーは幾分か身につけ始めているようだ。しかし気になるのは「書かれている情報が本当かどうか、必ず確かめる」(56.2%)や「インターネットの利用について、親とよく話し合う」(51.1%)では半数を超えるにとどまっていることである。

ゲームや携帯、パソコンは子どもたちの世界では必需品になりつつある。だから、親たちは関心を持ち、子育てで「困る」ことの上位にあげる。今回の調査で注目すべきことは、親たちの家庭内での情報教育のルールづくりの増加である。情報教育に関する啓発活動の影響か、親たちが重い腰を上げ始めているようだ。もう1つ、中学校で学校の教師のがんばりが伺える。